

## 中期目標期間に係る業務実績評価（期間評価）の評価方法等（案）

### 1 期間評価とは

- 「期間評価」とは、中期目標の達成状況の調査分析の結果を考慮して、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評定を行う評価。

地方独立行政法人法

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

- 「年度評価」とは、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査分析の結果を考慮して、当該事業年度における業務実績の全体について総合的な評定を行う評価。

地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

- 年度評価の指標が「中期計画について、いかに実施したか」であるのに対し、期間評価の指標は「中期目標について、いかに達成できたか」である。

### 2 期間評価に係る規定事項

期間評価については、「公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領（以下「評価要領」という。）」において、次のとおり定められている。

(1) 中期目標期間終了時における評価の方法

中期目標期間終了時における評価については、各事業年度終了時における評価の結果等を踏まえ、その方法について検討するものとする。

なお、教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(2) 中期目標期間終了時における評価の進め方

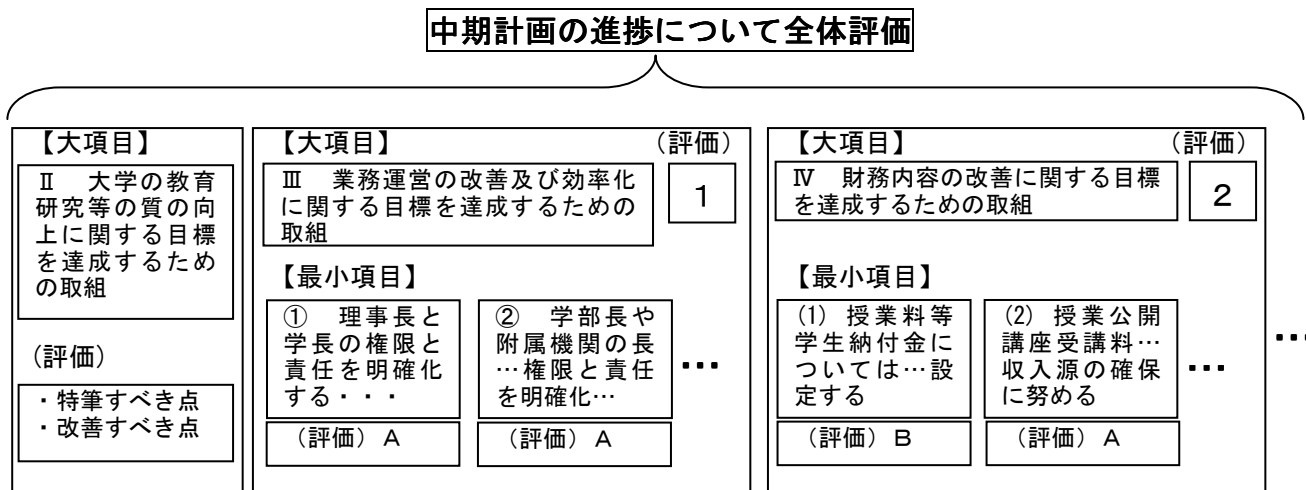
- ① 法人は、中期目標期間の終了後3ヶ月以内に当該中期目標期間に係る業務実績報告書を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、当該業務実績報告書に基づき、当該中期目標期間の業務の実績に関する評価を行う。評価を行うに当たっては、法人の意見を聴取する。
- ③ 評価委員会は、評価の結果（必要に応じて業務運営の改善その他の勧告）を決定し、法人に通知し、知事に報告するとともに公表する。

**3 期間評価に当たり決定すべき事項**

期間評価の実施に当たり、「評価方法」と「中期目標期間に係る業務実績報告書の様式」の2点を定める必要がある。

(1) 評価方法

- ① 評価方法の検討について  
(年度評価の評価方法)



(i) 法人が、年度計画の記載項目のうち「教育研究等の質の向上」以外の項目について、当該項目の最小項目ごとの実施状況をAからDの4段階で自己評価

- A：年度計画を十分実施。
- B：年度計画をおおむね実施。
- C：年度計画を下回っている。
- D：年度計画を大幅に下回っている、又は、実施していない。

(ii) 評価委員会が、同じく最小項目ごとの実施状況をAからDの4段階で評価

(iii) 評価委員会が、年度計画の大項目ごとに1～4段階で評価

- 1：年度計画を順調に実施している。(すべてA又はB)
- 2：年度計画をおおむね順調に実施している。(A又はBが8割以上)
- 3：年度計画を十分に実施していない。(A又はBが8割未満)
- 4：業務の大幅な見直し、改善が必要である。(評価委員会が特に認める場合)

(iv) 評価委員会が、項目別結果を受けて全体評価

期間評価では、項目別評価を行った上でその結果を受けて全体評価を行うという年度評価の方法に準拠するとともに、期間評価の目的が「中期目標について、いかに達成できたか」であることを踏まえ、法人から中期計画の6年間の実施状況を報告いただき、評価委員会では中期計画の項目別に6年間の実施状況を評価し、その結果を受けて全体評価として中期目標の達成状況を評価することとする。

### 年度評価と期間評価の比較（評価方法）

	年度評価	期間評価
法人の実績報告書	年度計画の実施状況	中期計画の実施状況
項目別評価対象項目	年度計画の実施状況	中期計画の実施状況
全体評価対象項目	中期計画の進捗状況	中期目標の達成状況

#### ② 評価要領の改正

上記を踏まえ、**資料2-3「公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領(改正案)」**のとおり評価要領の改正を行う。

#### (2) 中期目標期間に係る業務実績報告書の様式

##### ① 事業報告書と業務実績報告書の統一

法人は、「地方独立行政法人法」（以下、「法」という。）及び「公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則」（以下、「規則」という。）の規定により次表のとおり事業報告書を知事に業務実績報告書を評価委員会にそれぞれ提出しなければならない。

この事業報告書及び業務実績報告書は、次表のとおり法及び規則の根拠や提出先は異なるものの、両報告書ともに記載内容は、「当該中期目標に定められた事項ごとの実績」であることから、両報告書の様式を統一することとする。

#### 中期目標期間に係る事業報告書と業務実績報告書の比較

	事業報告書	業務実績報告書
根拠	法29条第1項、規則第7条	法30条第1項、規則第8条
目的	中期目標に係る業務実績の把握	中期目標期間に係る業務実績の評価
作成者	法人	法人
提出先	県知事	評価委員会
記載事項	中期目標に定められた事項ごとの実績	中期目標に定められた事項ごとの実績

## ② 報告書の様式

事業報告書及び業務実績報告書の記載事項は年度実績報告書及び国立大学法人の中期目標期間業務実績報告書を踏まえ次のとおりとし、様式は資料2-4「第1期中期目標期間 公立大学法人熊本県立大学 業務実績報告書(案)」のとおりとする。

### ※【記載事項】

#### I 大学の概要

- |    |          |         |          |
|----|----------|---------|----------|
| 1  | 目標、2     | 業務内容、3  | 事務所等の所在地 |
| 4  | 資本金の状況、5 | 役員の状況、6 | 教職員の状況   |
| 7  | 学部等の構成、8 | 学生の状況、9 | 沿革       |
| 10 | 設立根拠法、11 | 組織図     |          |

#### II 全体的な状況

#### III 業務実績 (中期目標、中期計画、中期計画の実施状況、自己評価)

#### IV 予算、収支計画及び資金計画

- (1) 平成18年度～平成23年度 予算・決算
- (2) 平成18年度～平成23年度 収支計画・収支計画(実績)
- (3) 平成18年度～平成23年度 資金計画・資金計画(実績)

#### 地方独立行政法人法

(中期目標に係る事業報告書)

第29条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

#### 公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。